

令和 3 年度 第 2 回中河内地域水防災連絡協議会の書面開催について

以下のとおり、令和 3 年度第 2 回中河内地域水防災連絡協議会を書面にて開催します。
今回の議事は、平成 29 年度から令和 3 年度までの概ね 5 年間で協議会各構成員が取り組んだ結果、及び令和 2 年度に国から打ち出されました「流域治水」の取り組みを大阪府において推進するにあたり本協議会の体制と来年度以降の取組内容について、協議会構成員の皆様からご意見を伺いますので、添付の回答様式にてご回答をお願いします。

【協議事項】

① 5 年間で実施する具体的な取り組みの結果について（資料 2 参照）

平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で本協議会の各構成員が取り組んだ結果を取りまとめました。

取りまとめは「令和 3 年度末時点の進捗状況」欄に 5 年間で取り組みをおこなった主な内容を、「次期 5 箇年での対応」欄では今後の取り組む内容をそれぞれ記載しています。

② 「流域治水」の取り組みを本協議会で推進するにあたっての規約改正と次期 5 年間で実施する具体的な取り組みについて（資料 3.4.5 参照）

令和 2 年度、気候変動等による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となっていく治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を推進することが国から打ち出されました。

これに伴い大阪府では、この「流域治水」を河川整備計画の一級河川 10 ブロック、二級河川 16 水系で既存の協議会を活用し推進することとしました。

ここで、中河内地域の寝屋川流域に係る区域は、水防法第 15 条の 10 に基づく本協議会、また、特定都市河川浸水被害対策法に基づく寝屋川流域協議会の二つの既存の協議会で推進することとし、取り組む内容が重複することのないよう、これまでから取り組みがされてきた流域全体に係る施設整備や広域的なソフト対策などの項目を寝屋川流域協議会で、避難や水防活動など地域の特性に応じた検討を本協議会で、相互が連携し推進する体制に規約を変更することとしました。

体制の変更に合わせて、大阪府政策企画部危機管理室事業企画課参事、大阪府都市整備部下水道室事業課長を行政 **WG** の構成員に追加し、また、柏原市域の大和川以南に係る取り組み内容は、より関係機関と具体的かつ効果的におこなわれるよう南河内水防災連絡協議会において推進することにしました。

今回、新たな体制で「流域治水」を推進するにあたり、協議会構成員が令和 **4** 年度から本協議会で取り組む具体的な項目を記載しています。